

会 議 録

会 議 の 名 称	第7回朝霞市新型インフルエンザ等対策本部会議	
開 催 日 時	午後3時00分から	午後3時20分まで
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	富岡市長、關野副市長、三好教育長、荻野消防署長、神田市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監、田中会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長 （事務局）＜健康づくり課＞坂田課長補佐、磯部主任 （こども・健康部）田中部次長 （危機管理室）田畑副審議監、又賀課長 （シティ・プロモーション課）星加課長、奥田係長 （政策企画課）櫻井課長補佐	
会 議 内 容	（1）緊急事態宣言解除後の施設の開所について （2）その他	
会 議 資 料	・第7回朝霞市新型インフルエンザ等対策本部会議次第	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法	
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

1 開 会 (司会) 坂田課長補佐
第7回朝霞市新型インフルエンザ等対策本部会議を行うことを報告。

2 議 題 富岡市長が本部長となり、議事進行を行った。

(1) 緊急事態宣言解除後の施設の開所について

緊急事態宣言解除後の施設の開所について各部にて報告。

(消防)

消防署については、緊急事態宣言が解除されても、5月31日まではローテーション勤務を継続する。また、6月いっぱいまでは市民向けの事業等は中止する。

(市長公室)

所管施設なし。

(総務部)

- ・4月13日から実施している休所施設の駐車場を利用した通勤方法の変更については、公共施設の開所に伴い終了とする。
- ・会議室を利用した分散勤務は、感染予防の観点から引き続き実施。
- ・在宅勤務をとりいれたローテーション勤務の取り扱いは、感染症対策の観点からは有効だが、各職員にとっての業務負担がみられること、意思決定の遅れによる業務遅滞が懸念されること等の理由から6月4日をもっての終了を検討している。

(市民環境部)

- ・所管施設については、6月1日の開所に向けて手指消毒やマスクの着用、3密にならないよう対策をする。ホールについては前後左右の席を空けて座るよう対応する。
- ・市民会館の宴会場については、委託先と感染防止について細かいところまで十分協議しながら6月1日から開所する。
- ・窓口業務については、地域性も考慮し、朝霞台出張所については6月1日から開所予定。内間木支所と朝霞駅前出張は引き続き休所とし、総合窓口課業務の継続を優先する。それに伴い、6月からは日曜日の開所を検討している。なお、内間木支所と朝霞駅前出張所の開所については、緊急事態宣言解除後の1か月後を目途にその時の状況を踏まえ検討する。

(福祉部)

- ・所管施設については3密対策を徹底し、6月1日からの開所予定。ただし、根岸台市民センターに併設しているシルバーサロンについては市民センターの開所に併せて6月2日とする。

- ・老人福祉センター、シルバーサロン、地域交流室については、麻雀、囲碁、将棋、カラオケ等、密集状態をつくりだす備品の提供は当面中止する。
- ・老人福祉センターのお風呂については速やかにレジオネラ属菌の検査を実施し、検査結果が問題なければ、それにあわせて開所する。

(都市建設部)

- ・朝霞の森、三原公園をはじめ閉鎖等の措置を実施しているが、緊急事態宣言解除決定の翌日から閉鎖等の解除を行う予定。ただし、バーベキューの利用については当面の間休止とする。
- ・手洗い、3密の注意喚起と公園等の見回りは継続する。

(危機管理室)

所管施設なし。

(こども・健康部)

- ・児童館については緊急事態宣言解除後すぐに開所する。対策としては時短で、午前9時30分から午後3時までで、昼に1時間消毒の時間を設ける。午前中は乳幼児を優先、午後は小学生（本町児童館については小・中学生）を優先する時間とする。
- ・わくわくどーむは6月1日から開所。体温測定、入場制限、サウナ室の閉鎖、レッスンの時間短縮、マスクの着用等の対応を検討している。
- ・保育園、放課後児童クラブは原則休園としているが、緊急事態宣言が解除された際には開所するが、自粛要請は引き続き対応する。5月中旬まで学校が分散登校のため、その間、放課後児童クラブは1日保育の対応とし、通常登校になった際には放課後児童クラブについても通常に戻す。
- ・保育園、放課後児童クラブについて6月いっぱい自粛要請をする予定だが、今後、国、県の動きに応じて短縮等を検討する。

(学校教育部)

- ・21日に解除された場合は、翌週以降に学校再開予定。学校開始の5日間は半日登校で、午前、午後の2グループに分けて分散登校。翌週は簡易給食を提供。

(生涯学習部)

- ・県立の図書館が19日から一部開館するため、朝霞市図書館は20日から開所。消毒等の対策を行いながら予約済みの図書の貸し出し、返却図書の受け入れ、図書の予約受付を行う。
- ・公民館については利用者に近距離での会話を控えてもらう等記載されている注意喚起のチラシを配布する等の対応し6月1日から開所。
- ・博物館、旧高橋家、埋蔵文化センターの再開時期は解除の翌日から。
- ・体育施設については利用者、申し込み者に利用について注意喚起のチラシを配布する対応

をし、6月1日から開所する。

3 閉 会